

工事請負契約標準書式の改正 及び 令和3年度における建設工事の前金払の特例に係る取扱いのお知らせ

令和3年4月
山 口 県

県が発注する建設工事につきましては、平成28年度から時限的な特例措置として、前金払に係る特例（使途範囲の拡大）を実施しておりましたが、国において令和3年度も継続することとなったことを踏まえ、県においても以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 工事請負契約標準書式の改正について

(1) 改正内容

山口県建設工事請負契約標準書式（単年用・国債用・単債用）
第36条第1項のただし書を次のとおり改正します。

ただし、令和4年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前金払で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

(2) 適用年月日

令和3年5月1日（土）以降契約を締結するものから適用します。

2 既に請負契約を締結している工事の取扱いについて

平成28年4月1日以降、既に請負契約を締結した工事についても特例措置を適用することが可能ですが、その場合は、当該契約を変更することが必要となりますので、該当の発注機関にご相談ください。

※既に前払金の全てを使用している場合などは対象となりません。

3 その他

新しい契約標準書式及び当該取扱いによる契約の変更を行うこととなった場合の変更契約書の作成例については、山口県技術管理課のホームページに掲載しています。

山口県技術管理課ホームページ

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/20110321001.html>)